

令和5年度

沖縄市住宅リフォーム 支援事業に関するお知らせ

申請受付開始日が決定しました！！

申請受付開始日／6月1日(木)8:30～

※予算無くなり次第終了



バリアフリー・省エネ等改修工事

(補助率25%、上限額25万円)

対象工事	改修工事例
①バリアフリー改修工事	通路等の拡幅、階段勾配の緩和、浴室・便所(和式から洋式等)改良、段差解消、出入り口戸の改良、滑りにくい床材への改修等
②省エネ改修工事	窓、床、天井、壁、屋根の断熱工事等
③空き家の改修工事	既存住戸内の間取りを変更する工事 台所・浴室・洗面所又は便所の改修、給排水・電気又はガス設備の改修、屋根・外壁等の外装改修等
④耐久性などを向上させる改修工事	柱・梁等主要構造物等の剥離したコンクリートの除去または補修、柱・梁・壁等の補助、居室の屋上部への防水補強等
⑤子育て支援改修工事	子どもの事故防止・防犯に資する改修等
⑥テレワークの推進改修等工事	室内空間にテレワークスペースを設置する工事等 ※対象工事でご不明な点がございましたらお問い合わせください。

ブロック塀等撤去工事

(A) ブロック塀等の延べ長さ×12,000円(基礎撤去無)／ブロック塀等の延べ長さ×18,000円(基礎撤去有)

(B) 施工業者からの見積×3分の2(上限20万円) ※(A)、(B)のいずれか低い額が補助されます。

条件:通学区域内の道路に面する高さ1.2メートルを超えるブロック塀等撤去工事が対象となります。

※当該ブロック塀等の高さ1.2メートル以下まで全て撤去又は一部撤去する工事が条件となります。

その他の工事

抽選申込期間／4月3日(月)～5月12日(金)

申込方法・・・①抽選受付用紙 ②施工業者からの見積書(窓口提出)

※抽選申込用紙は3月20日(月)から窓口にて配布(ダウンロードも可能)

「その他の工事」とは・・・バリアフリー・省エネ等改修工事、ブロック塀等撤去工事以外の工事

例:キッチン・便所・配管取り替え、床・壁の張替 等(補助率20%、上限額20万円)

※外構のみの工事は対象外となります。(住宅リフォームの5割以下が対象)

抽選申込期間
4月3日(月)～5月12日(金)

抽選会
5月19日(金)

申請受付開始
6月1日(木)～

※抽選会の開催時刻については、調整中です。

補助金交付までのおもな流れ

補助金交付申請

・住まい建築課窓口申請書を全てそろえた状態で提出してください。
※不備があった場合は受理できない場合があります。

申請に必要な提出書類

①補助金交付申請書 ②留意事項 ③評価証明書 ④住民票謄本 ⑤滞納のない証明書
⑥保険料の滞納のない証明書 ⑦数量計算書(見積書等) ⑧位置図(地図) ⑨工事前写真台帳
⑩工事業者の本社所在地がわかるもの ⑪その他、借家に住まれている場合、所有者の③、⑤と承諾書が必要になります。 ※上記以外に必要な書類を求めることがあります。



決定通知が届くまで約10日かかります。

交付決定通知書が届きましたら、工事を始めて下さい

①工事着手届 ②契約書 以上2点を提出

工事完了後、実績報告書とその他添付書類を揃えて、提出して下さい

(着手前、工事中、完了写真、工事代金領収書の写し等)



補助金交付を請求して下さい

確定通知書が届きましたら住まい建築課へ請求書の提出をお願いします。
※請求をしてから30日以内にご指定の口座へ補助金が振り込まれます。

主な補助対象条件

- ① 沖縄市住民登録し、補助対象住宅に居住する方または、工事完了後住宅に居住する方
- ② 令和4年度に、このリフォーム支援を受けていない方
- ③ 沖縄市に本社がある法人または沖縄市に事務所を有し住民登録している個人が行う工事である事
- ④ 申請前に工事着手していないこと
- ⑤ 築年数が1年以上たっていること
- ⑥ 令和6年2月末日までに実績報告が出来る工事である事
※設備(備品)機器のみの設置、事務所、店舗、倉庫等は対象外となります。

お問い合わせ／住まい建築課(6階)リフォーム担当 TEL:098-894-6139

広報おきなわ3月号の18ページに誤りがございました。

誤 ③バリアフリー・省エネ等改修工事 **正** ③ブロック塀等の撤去工事となります。
お詫びして訂正いたします。

